

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15
-0045

電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒント

抵抗勢力

元JR九州社長、唐池恒二氏は、数々の挑戦で成功をおさめたが、三十代前半の頃から豪華寝台列車を走らせることが夢だった。社長就任直後、各部署に「当社が豪華列車を走らせることは可能か」と打診。やりたくない、が多数だったが、奥底に秘めた鉄道マンの誇りを感じ、「やれる」と直感した。だが、前例のないことには抵抗勢力は付き物。頑なに抵抗したのは運輸部長。部長はプロ中のプロ、本物の仕事人。唐池は、社長命令として彼を豪華列車プロジェクトのリーダーに据えた。進む方向を真逆に据えられた部長は「世界一の豪華列車」を目指して邁進し、遂に「ななつ星in九州」を誕生させた。(衆知、染川宣大著)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和3年度の査察調査の結果、検察庁に告発した件数は75件、その脱税総額は61億円で、1件当たりの脱税額は、総額分99百万円、告発分81百万円でした。

査察事件の一審判決は117件で、その全てに有罪判決、そのうち5人が実刑判決でした。



奥只見湖の雲海と日の出(新潟)

角田展章/オアシス

住宅ローン減税の改正

□適用期間の延長

令和4年度税制改正によって、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン減税）について、適用期限が令和7年12月31日まで4年間延長されるとともに、環境性能等の優れた住宅の普及拡大を推進するため、住宅の種類に応じた控除率や控除期間などの改正が行われました。

この改正は、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用されます。

□認定住宅等

認定住宅等の控除率については0.7%、控除期間については13年となり、借入限度額については居住開始年に応じて次のとおりです。

- ①認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）- 令和4、5年居住の場合は5,000万円、令和6、7年居住の場合は4,500万円
- ②ZEH水準省エネ住宅- 令和4、5年居住の場合は4,500万円、令和6、7年居住の場合は3,500万円
- ③省エネ基準適合住宅- 令和4、5年居住の場合は4,000万円、令和6、7年居住の場合は3,000万円

ただし、既存住宅の取得の場合は、控除期間については10年、借入限度額については一律3,000万円となります。

□ZEH水準省エネ住宅

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準省エネ住宅とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅とされています。

□認定住宅等以外の住宅

認定住宅等以外の住宅の控除率については



○10月は「神無月」。日本中の八百万（やおよろず）の神々が出雲で、会議を開きます。出雲以外では神様が不在になりますが、心配ご無用、家を守ってくれる留守神様がいます。「えびす様」です。大漁の神様、商売繁盛の神様、田んぼの神様でもあります。えびす様以外では、東日本では大黒様、西日本では金毘羅様、さらに旅人を守ってくれる道祖神もいます。



0.7%、控除期間については、令和4、5年居住の場合は13年、令和6、7年居住の場合は、10年です。

借入限度額については、令和4、5年居住の場合は3,000万円、令和6、7年居住の場合は、2,000万円となっています。

ただし、既存住宅の取得または住宅の増改築等の場合は、令和4、5年居住の場合であっても控除期間については10年、借入限度額については一律2,000万円です。

□所得金額要件の引下げ

適用対象者の合計所得金額要件は、2,000万円以下（改正前は、3,000万円以下）に引き下げられました。

□適用範囲の拡大

家屋の床面積要件は、改正前は50㎡以上でしたが、適用要件が緩和されて、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で、令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築またはその家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、適用対象とされました。

ただし、その場合の適用対象者の合計所得金額要件は、1,000万円以下となります。

個人の確定申告は 自宅からe-tax!

国税庁は、令和3年分の所得税確定申告において、新型コロナウイルス感染症対策のために強力にPRしてきた自宅からのe-taxの利用状況などに関して、その内容を発表しました。

1) e-tax申告によるメリット

e-taxは確定申告、納税などの各種手続きをインターネットを通じて行える「国税電子申告納税システム」で、登録すれば、PCやスマホから、e-taxを利用できます。また、e-taxを利用することで様々なメリットがあります。e-taxでは個人の確定申告、その書類の準備、給与所得者の還付申告、税金の電子納税などの手続きができ、また、開業届や青色申告承認書などを提出することも可能です。非常に便利なサービスです。

2) 現在の利用状況

令和4年度に自宅で自ら国税庁HPで各種

計ソフトを利用して、e-taxで確定申告した人は前年の1.4倍(442万人)と増加し、申告会場に会場し確定申告をする人を初めて上回りました。

スマホ申告も前年の1.5倍(150万人)と急速に増加しており、特にマイナンバーカードを使いスマホから申告をした人は前年の2倍です。

3) マイナー・ポータル連携

マイナーポータル経由により控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、申告書の該当項目への自動入力する機能である、マイナーポータル連携の利用状況を見て取ると、前年分から約100倍(今年は34万人)と増加しました。このうち約8割が医療費通知情報と連携したもので、その利用者は約29万人となっています。このように、時間、場所を選ばず確定申告をオンライン上で行うことができ、税務署の開庁時間に合わせて、仕事を休んだり、時間をとる必要がなくなり、「手続きの効率化」が期待できます。また、それだけでなく、e-taxでは医療費控除の源泉徴収票や生命保険料控除の証明書など原本書類の提出・提示も省略できます。

ナマの税務相談室

Q 乙の父は第二次大戦で亡くなったため、父の弟甲が本家を継ぎ、自宅や農地を相続いたしました。甲には子供が一人おり

ますが、本家の土地の半分以上を乙と乙の妻丙に残すつもりらしく乙と丙は甲の養子となりました。

甲の妻は亡くなっています。この場合、乙と丙は甲が亡くなった場合、相続税の2割加算の対象になりますか。また基礎控除はいくらになりますか。

A お尋ねの事に対する結論は次の通りになるのではないかと考えます。

① 相続税の2割加算

甲の養子縁組をして甲の養子になった乙と乙の妻丙は相続税の2割加算の対象になりません。

② 遺産にかかる基礎控除は4,200万円となります。

(1) 「相続税の2割加算」について

相続税法第18条に規定する相続税額の加算の規定は被相続人の一親等の血族及び配偶者以外

の者に対して適用されます。そして同条2項において一親等の血族には被相続人の直系卑属が養子となっている場合を含まないものとし

ております。今回の乙及び丙は甲の養子ですが何れも甲の直系卑属が養子となったものではありませんので、相続税法第18条第2項の規定が適用されるものではありません。養子は民法第809条の定めにより養子縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得し一親等の血族になり相続税の2割加算の対象になりません。

(2) 遺産に係る基礎控除について

甲には実子がおりますので遺産に係る基礎控除額は、相続税法第15条第2項一号の規定に該当し、被相続人に実子がいる場合、相続できる養子は1人となります。

したがって、3,000万円と相続人の数2人に600万円を乗じた1,200万円の合計額4,200万円ということになります。

養子相続の2割加算問題

老人ホームへの入居と 税法特例の適用の可否

居 住用家屋を空き家にして夫婦で老人ホームに入居したケースで、入居後に、居住用不動産の所有者だった夫がそれを売却したときは、入居から3年経過後の12月31日までなら居住用財産譲渡の3,000万円特別控除の特例の適用があります。その間の建物の用途は問われません。空き家のままでも当然よいし、親族に使用貸借させていても構わないし、貸家として第三者に賃貸していても可です。

老 人ホームで夫が亡くなり、配偶者が空き家のままだった自宅を相続する場合には、相続税の小規模宅地の減額特例は、取得者が配偶者であるため無条件に適用できます。その後、その配偶者が老人ホ

ームに入居継続のまま相続した自宅を譲渡した場合には、居住用財産譲渡の3,000万円特別控除の特例は適用できません。最高裁判例が「所有者として居住の用に供していたことがない」とこの特例の適用は出来ないとしているためです。事前に配偶者への居住用財産の2,000万円非課税贈与を適宜な時期にしていたら、よかったです。

そ れではこの場合、相続空き家譲渡の3,000万円特別控除の適用は、どうでしょうか。こちらについては、相続開始時の被相続人の居住用という要件については、要介護認定等を受けての老人ホームへの入居の場合なら、その入居時において居住用であるこ

とを要件充足としているので、これはクリアできそうです。でも、もう一つ、老人ホーム入居直前の独居状況も要件としているので、夫婦一緒での入居の場合は適用となりません。

ま た、この譲渡を実行せず、そのまま先の配偶者が老人ホームで亡くなった場合、次の子供達への相続で、「家なき子」の要件を充足する相続人がいたとして、その者が相続した時は、小規模宅地の特例の適用は可能でしょうか。被相続人は、老人ホーム入居直前に於いて居住用に利用していましたが、その時は所有者ではありませんでした。この場合の判定の結果は、適用可です。所有者であることを前提とする法令上の要件規定や先行判例が無いからです。東京国税局の文書回答事例でこれを是とする見解がネット上で公開されています。

「道愉ししきりに菊の咲きあふれ 万太郎」
菊が美しい。旧暦9月9日は縁起の良い陽数の9が重なる日で、「重陽」といい、五節句の一つです。今の暦では10月半ば頃になります。このころの好天を「菊日和」といいます。菊は長寿の効能があるといわれ、食用菊、菊酒、菊湯（風呂）、菊枕などが邪気を払うといえます。
8日寒露、23日霜降。



何かを始めることはやさしいが、それを継続することは難しい。成功させることはなお難しい。

(教育者 津田梅子)

10月の税務メモ

(国税)

- 9月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知(税務署長より)
- 8月決算法人の確定申告
- 5年2月決算法人の中間(予定)申告

11日

17日

31日

〃

〃

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 5年2月決算法人の中間(予定)申告
- 個人住民税の普通徴収分第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。